

相続によって農地を取得した方へ

農地には相続税の 納税を猶予する 制度があります!!

さらに!

平成21年
12月15日から

自ら農業を行わなくても 使えるようになりました!

※市街化区域外の農地に限ります

制度の仕組み

改正前

条件：相続した農地について
自ら農業を行うこと
→条件を満たす限り、農地の
相続税の納税を猶予

貸しても納税猶予
制度が使えるよう
になりました

農地として利用
され続けること
が条件です!



改正後

条件：相続した農地について、
・自ら農業を行うこと または
・**農業経営基盤強化促進法に基
づき貸付けを行うこと**
(市街化区域外の農地に限ります)
により、農地利用が継続され
ること
→条件を満たす限り、農地の相続税の納
税を猶予

農地を相続する場合は...

農業委員会への届出が 必要になりました!

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になりました。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになりました。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになりました。



農地を相続したけど...

今すぐには無理だ
けど、将来、農業
するかも...

でも、それまで
放って置いては農地
が荒れちゃうな



自分じゃ農業でき
ないから誰かに任
せてもいいな



このようにお考えの方は、貸付けにより
納税猶予制度の活用をご検討ください。

※貸付けにより納税猶予制度の活用することの
できない場合がございます。

既に納税猶予制度を 活用されている方へ

既に相続税の納税猶予制度を活用されている方が、**農業経営基盤強化促進法に基づく貸付け**を行った場合にも**納税猶予が継続**されるよう改正されました。“貸付け”も選択肢の一つとしてご検討下さい。



※貸付けを行った場合には猶予されている相続税の
免除の取扱いに変更が生じます。ご注意ください。

農地の遊休化などを防ぐため、農地と周辺の草刈りをお願いいたします。
産業課では草刈り機（ハンマーナイフモア）の貸し出しも行っていきます。

農業委員会事務局（南部町天萬庁舎）TEL 64-3792

農業委員会からのお知らせ